

2010年11月24日(水)

日本機械輸出組合 国際通商投資委員会

包括的経済連携に関する基本方針

を踏まえた

今後のEPA施策

経済産業省

経済連携課長 渡辺 健

目次

- 包括的経済連携に関する基本方針・・・P3
- TPP・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- OFTAAP・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12
- 日ペルー経済連携協定・・・・・・・・P14
- 日印経済連携協定(前回の補足)・・・・P16

「包括的経済連携に関する基本方針」を策定

高いレベルの経済連携の推進

- 「国を開き」、「未来を拓く」ための固い決意を固め、これまでの姿勢から大きく踏み込み、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜(そん)色のない高いレベルの経済連携を進める。
- 同時に、高いレベルの経済連携に必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進する。
- すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。
- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する。

(「包括的経済連携に関する基本方針」、2010年11月9日閣議決定)

国内改革を一体的に実施

主要国・地域との間での
高いレベルの経済連携



農業、人の移動、規制制度等
の分野における国内改革

- 「アジア太平洋自由貿易圏実現に向けた閣僚会合(仮称)」の設置
- 「農業構造改革推進本部(仮称)」を設置し、基本方針・行動計画を策定
- 人の移動、規制制度改革についても具体的な方針を策定

包括的経済連携強化に向けた具体的取組

(1) アジア太平洋地域

- 現在交渉中・中断中のEPA交渉(ペルー、豪州、韓国)の妥結。研究段階の広域経済連携(日中韓FTA、EAFTA、CEPEA)、共同研究中のEPA(モンゴル)の交渉開始。
- EPA交渉に入っていない主要国・地域との二国間EPAを、国内の環境整備を図りながら、積極的に推進。
- TPPは、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始。

(2) アジア太平洋地域以外の主要国・地域

- EU: 早期に交渉に入るための調整、国内の非関税措置への対応を加速。
- 湾岸協力理事会(GCC): 促進に努める。

(3) その他の国・地域

- その他のアジア諸国、新興国、資源国等:
DDA、アジア太平洋地域の地域統合、主要国との経済連携強化の取組などの進捗状況を見極めつつ、経済的観点、さらには外交戦略上の観点から総合的に判断の上、EPAの締結を含めた経済連携関係の強化を積極的に推進。

「包括的経済連携に関する基本方針」決定後の推進体制

包括的経済連携に関する閣僚委員会

- 11月15日(月)
○会合
- APEC首脳会議／閣僚会議等の結果報告等
- FTAAP・EPAのための閣僚会合及び幹事会(副大臣会合)の開催決定
その他の推進体制 等

FTAAP・EPAのための閣僚会合

(11月15日(月)閣僚委員会で開催決定)

- 第一回会合(11月中に開催予定)
:主要議題項目(案)
・アジア太平洋地域における経済連携
・交渉中のEPA:豪州
・再開取組中のEPA:韓国
・現在研究中の広域経済連携:
　日中韓、EAFTA、CEPEA
・TPPに関する情報共有・今後の対応
・アジア太平洋地域以外における経済連携
　共同検討作業中のEPA:EU
・交渉中のEPA:GCC
・その他新たなEPAの可能性 等

幹事会 副大臣級会合

高いレベルの経済連携と国内改革の
一体的実施

農業構造改革推進本部(仮称)
(11月中に閣議決定で設置決定予定)

協力・連携

行政刷新会議
(規制・制度改革分科会)

人の移動に関する検討グループ
(国家戦略担当大臣の下に設置予定)

環太平洋連携(Trans-Pacific Partnership (TPP))協定とは

P4協定とTPP協定交渉

- **環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)**: シンガポール、NZ、チリ、ブルネイによる経済連携協定(通称P4)が2006年に発効。P4はAPEC加盟国に開放されている。
- 物品貿易については、原則として全品目について即時または段階的関税撤廃。
- サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的協定。

「P4」が拡大

- 本年3月、上記4カ国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた8カ国でP4を発展させた広域経済連携協定を目指す**「環太平洋連携協定」(Trans-Pacific Partnership)**の交渉を開始。
- 本年10月4~9日に第3回交渉会合(於ブルネイ)。同会合からマレーシアが新規参加し、現在9カ国。
- 12月6~10日に第4回交渉会合(於NZ)を予定。

交渉の現状(10月18日現在): 伝聞情報

- 10月4日~9日の第3回会合から多くの分野においてテキストが提示された形での交渉が始まった模様。
- 関税交渉については、
 - ① 基本的には既存のFTA(例: 米豪FTA)が無い国との間ではまず「バイ方式」で交渉する、
 - ② 但し、既存のFTAを有さない国が集まってマルチ方式で交渉を行うことも妨げられない、との方向で意見が収斂した模様。

(注: 「バイ方式」=既存の二国間FTAがある場合はそれを維持し、FTA未締結の国との間のみで、二国間での自由化交渉を行う。
「マルチ方式」=既存の二国間FTAとは関係なく多国間で自由化交渉を行う。)
- 現在、24※の作業部会が立ち上げられ、議論が進められている模様。

※首席交渉官協議／市場アクセス(工業)／市場アクセス(繊維・衣料品)／市場アクセス(農業)／原産地規則／貿易円滑化／SPS／TBT／貿易保護／政府調達／知的財産権／競争政策／サービス(クロスボーダー)／サービス(電気通信)／サービス(一時入国)／サービス(金融)／サービス(e-commerce)／投資／環境／労働／制度的事項／紛争解決／協力／横断的事項特別部会(中小企業、競争、開発、規制関連協力)

新規交渉参加国の扱い

- 新規交渉参加には、**現在交渉に参加している9カ国**の同意が必要。
- 新規交渉参加についての公式の期限はないが、TPP原加盟国として参加するためには、各国の国内手続きにかかる時間を考慮し、早期の意思表示が必要。
- マレーシアは、政府調達、サービス等へのコミットメントを明確に表明した上で、交渉参加が認められ、第3回会合から交渉に参加。カナダは交渉参加の可能性を検討している段階。

今後の交渉日程(予定)

米国は、2011年11月のAPEC首脳会議までの交渉妥結を目指している。

- 第4回交渉 12月6日～10日(ニュージーランド)
- 第5回交渉 2011年2月(チリ)
- 第6回交渉 2011年3月(シンガポール)
- 第7回 2011年6月(ベトナム)
- 第8回 2011年9月(米国)
- 第9回 2011年10月(ペルー)

※ APEC首脳会議(2011年11月12～13日、米国(ハワイ))

P4協定における自由化の状況：高いレベルの自由化

【参考1】環太平洋戦略的経済連携協定における各国の譲許状況

- 原則として全ての品目(※)について即時撤廃と言いながら、実際にはP4ですら下記の柔軟性が盛り込まれている。

- 約90%の品目は即時撤廃。センシティブ品目(農産品、繊維等)は10年以内に段階的撤廃。
- ※チリの乳製品のみ12年で撤廃。
- ※但しブルネイの酒、たばこなどは例外。

	関税撤廃時期	ステージング期間が比較的長い品目例
ブルネイ	発効後10年以内	【10年】石油製品、調整潤滑剤(29品目)
チリ	発効後12年以内	【12年】乳製品(34品目) 【10年】小麦(2品目)、油脂(29品目)、砂糖(17品目※)、化学繊維(25品目)、衣類(80品目)、履物(43品目) ※うち6品目は一定の条件を満たした場合にのみ自由化。
NZ	発効後10年以内	【10年】革製の衣類附属品(12品目)、繊維類(羊毛、化学繊維等)(228品目)、衣類・履物(60~64類)の殆ど。
シンガポール	即時	全て即時撤廃

【参考2】米韓FTA、米豪FTAにおける各国の譲許状況

- 関税の段階的引下げ — 20年の経過期間の設定例も。米国はTPPの交渉の中で、米豪FTA等の既存の合意の中身(除外や10年以上のステージングを含む)をTPPに持ち込むことを主張。米豪では砂糖等(米)、米韓ではコメ(韓)を除外。

	除外品目	ステージング期間が比較的長い品目例
米国(米豪FTA)	砂糖、乳製品(枠外税率)	【18年】牛肉、【10年】ネギ、セロリ、ほうれん草、葉たばこ、アボガド
韓国(米韓FTA)	コメ	【20年】リンゴ(ふじ)、【15又は18年】朝鮮人参、【16年】砂糖、【15年】牛肉、ニンニク、大麦、【10年】豚肉

- セーフガード措置 — 最長24年間の実施期間が認められている例も。発動要件は交渉で柔軟に決定。

WTOルールは、相手国との協議や、輸入増加と被害の因果関係の立証などが必要。FTAでは、ルールは交渉次第。

米国(米豪FTA)	牛肉や園芸作物等が対象。 牛肉の場合、指定された輸入価格・輸入量を超えたたら適用。(量が110%を超えた場合は価格に関わらず発動。)
韓国(米韓FTA)	牛肉・豚肉など76品目が対象。 指定された発動輸入量を超えたたら自動的に適用。(最長24年の実施期限)

日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率比較(注)

- 米国・韓国等のFTAの自由化率は、我が国に比べ高い。
- 特に米国については、96%以上、100%近い自由化率を実現。

全品目に占める割合 (品目数 (HS9桁))	(既存の対応)	日本のEPA	米星FTA (2004年1月 発効)	米チリFTA (2004年1月 発効)	米豪FTA (2005年1月 発効)	米ペルーFTA (2009年2月 発効)	米韓FTA (2007年6月 署名)	韓EU・FTA (2009年10月 仮署名)	EUチリFTA (2003年発効)	中チリFTA (2006年10月 発効)	中NZFTA (2006年10月 発効)	中星FTA (2009年1月 発効)	自由化率	
- 100%	約9,000	既存のEPAにおいて開税撤廃したことがない(約940品目) 既存のEPAにおいて「除外」以外の対応をしたことがない(約940品目) 農林水産品 約450品目 ・脱脂粉乳、ホエイ、バターなど乳製品 ・コメ、小麦、大麦、麦芽、でんぶん等穀物 ・てんさい糖など糖類 ・穀物、ミルク等の調製品 鉱工業品 55品目 約55 約110 約70 約10 約130 等	● (米側) (星側)	● (米側) (星側)	● (豪側)	● (ペルー側)	● (米側)	● (EU側)	● (韓側)	● (米側)	● (チリ側)	● (NZ側)	● (星側)	100%
- 約95%		既存のEPAにおいて「再協議」または「スタンダード化」したことがある 農林水産品 約360品目 ・肉類(牛、豚、鶏等)、肉調整品 ・チーズ等乳製品 ・さけ、まぐろ等水産品 ・とうろこし、でんぶん、穀粉等 既存のEPAにおいて開税削減、開税割当をしたことがある 農林水産品 約320品目 [※] ・肉類(牛、豚、鶏等)、肉調整品 ・ハイツップルトマト等の調製品 ・糖類・調整食料品 ・合板 鉱工業品 40品目 約40 約20 約40 約25 等											約95%	
- 約90%	約8,100	既存のEPAにおいて開税撤廃をしたことがある 農林水産品 約130品目 [※] ・肉類(牛、豚、鶏等)、肉調整品 ・ハイツップルトマト等の調製品 ・糖類・調整食料品 約60 約15 約10 等									● (EU側)		約90%	
- 約73%	約6,580	既存のEPAにおいて必ず開税撤廃												
- 約40%	約3,640	MFN無税(国家貿易、開税割当枠内無税を除く) 約3,640品目(鉱工業品 3,150品目、農水産品約490品目)												
0%														

(注)本表は、品目ベースの自由化率(10年以内に開税撤廃を行う品目が全品目に占める割合)を示したもの。

但し、我が国のEPAについて、貿易額ベースの自由化率(10年以内に開税撤廃を行う品目が輸入額に占める割合)を見ると概ね90%以上を達成。

日ブルネイ及び日イスラムとのEPAでは99%以上、日シンガポール、日マレーシア、日ベトナムとのEPAでは約95%。

TPPをめぐる米国の取り組み

- 米国オバマ大統領もTPPにコミット
狙い 内政:輸出倍増で政権浮揚
外交:中国を意識した次世代のFTAモデル構築
- 企業や消費者のニーズに応える21世紀における新たなルール作りを目指している
 - 現在、24※の作業部会が立ち上げられ、議論が進められている模様。
 - ※首席交渉官協議／市場アクセス(工業)／市場アクセス(繊維・衣料品)／市場アクセス(農業)／原産地規則／貿易円滑化／SPS／TBT／貿易保護／政府調達／知的財産権／競争政策／サービス(クロスボーダー)／サービス(電気通信)／サービス(一時入国)／サービス(金融)／サービス(e-commerce)／投資／環境／労働／制度的事項／紛争解決／協力／横断的事項特別部会(中小企業, 競争, 開発, 規制関連協力)
- 産業界が支持し、官民一体で新たなルールの具体化を支援
 - ウォルマート、IBM、カーギル、フェデラルエクスプレス、GE、ボーイング、ファイザーなど、名だたるグローバル企業が作業部隊を作つてUSTRを支援。

政治 2012年 大統領選挙
日程 2011年 ハワイAPEC TPP完成の目標
2010年 横浜 APEC 日米首脳会談 (直前にソウルG20、韓米合意か?)

TPP早期参加のメリット／参加遅れのデメリット

・ルール形成への参加

- ・早期にTPPに参加すれば、ルール形成に参加できる。

例) - 中小企業の輸出支援	: 輸出手続きを情報の一覧化や書類統一等
- 新たな投資規律強化	: 強制的技術移転や送金規制等の抑制
- 成長分野の規制調和	: 規制調和等で新成長市場の拡大

→もし参加が遅れれば、他国によって作られたルールを受け入れるだけになる。農業等の困難な分野についても、我が国の国益に不可欠な有利な条件を勝ち取る機会が失われる。

・米国との関係強化

- ・経済面で米国との関係を強化し、日米同盟を補完。

- ・2011年のハワイAPECでのTPP成功を目指す米国を後押し。

・対中政策の実現

- ・レアアース問題等に見られる中国の動きとの関係でも、日米等が協力して、WTOを超える高いレベルの新たなルールを作ることが重要。

・EUや中国とのEPAの促進効果

- ・米国が主導するTPPを進めることにより、EUや中国とのEPAも進めやすくなる。

→もし参加が遅れれば、EUは日本との交渉について様子見を続けるだけになる可能性大。その間に韓EU FTAが発効してしまう。また、安全保障を考えれば、米国との関係強化がないままでは中国とのEPAも進めにくくなる。

横浜APEC首脳会議(11月13、14日)での成果

首脳宣言(横浜ビジョン)

～ボゴール、そしてボゴールを超えて～

APECの歩み

- ・アジア太平洋地域は、ボゴール目標のもと、世界経済の原動力、そして成長エンジンへ

現下の好機と課題

- ・経済の再均衡、健全な財政運営、資金供給促進
- ・WTO推進、保護主義抑止(注)、気候変動への誓約

(注)2013年末まで輸出規制等の新たな措置を講じない

APECの将来

1. APEC共同体構想

「緊密な共同体」「強い共同体」「安全な共同体」



2. APEC共同体構想への道筋

(1) 2020年のボゴール目標達成

(2) アジア太平洋自由貿易圏の実現に向け、

ASEAN+3、+6、TPP(環太平洋パートナーシップ)協定等を発展

(3) APEC成長戦略を2015年に向け、着実に実施

(4) 人間の安全保障(食料安保等)に関する取組

(5) 経済・技術協力(エコテク)活動の強化



ボゴール目標達成評価首脳声明

- ・ボゴール目標達成に向けて
顕著な進展
- ・更なる貿易・投資の課題に取組む

APEC首脳の成長戦略

- ・「成長の質」を高める
- ・目指すべき成長の姿

①均衡ある成長 ②あまねく広がる成長
③持続可能な成長 ④革新的成長
⑤安全な成長

・行動計画

①構造改革
②人材・起業家育成 ③グリーン成長
④知識基盤経済 ⑤人間の安全保障

・2015年に首脳に進捗を報告

アジア太平洋自由貿易圏への道筋

- ・包括的な自由貿易協定として追求
APECは「FTAAPの育ての親」
- ・投資、物流等分野別の取組推進

地域経済統合：アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)への道筋

・FTAAPを具体的なビジョンへ転換。「次世代型」(規制改革・物流等)の貿易・投資問題に対処。

1. 包括的な自由貿易協定として追求

ASEAN+3、+6、TPP等を発展

APECはFTAAPの育ての親

※APECの非拘束性及び自主的な性質に考慮

ASEANを中心としたFTA



広域的な経済統合に向けた動き

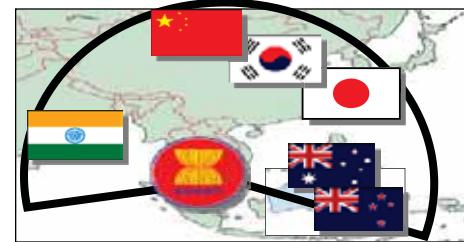
ASEAN+3(EAFTA) (ASEAN・日・中・韓)



・09年10月 13か国首脳が政府間の議論開始を合意

・10年～ 議論を開始

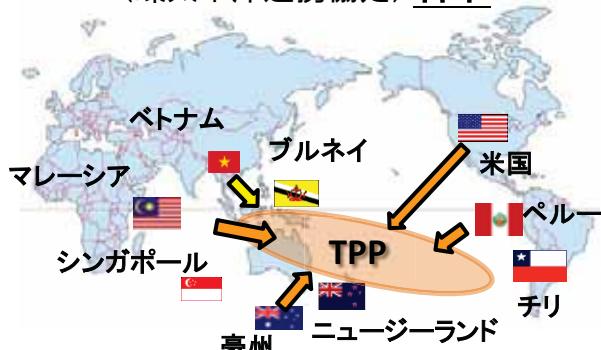
ASEAN+6(CEPEA) (ASEAN+日中韓印豪NZ)



・09年10月 16か国首脳が政府間の議論開始を合意

・10年～ 議論を開始

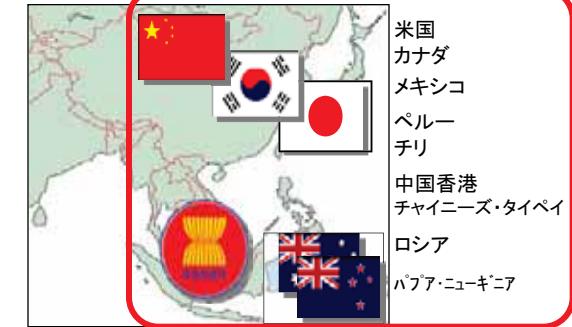
(環太平洋連携協定) TPP



・08年11月 米国が日本に交渉参加呼びかけ

・10年3月 交渉開始

FTAAP(APEC)



ASEAN10か国のうち、ミャンマー、カンボジア、ラオスはAPECに加盟していない

2. 分野別の取組に関する作業を継続、発展

投資、サービス、電子商取引、原産地規則、貿易円滑化、環境製品等

(参考)国際物流円滑化行動計画 【横浜でのAPEC閣僚会議(11月10-11日)で決定】
サプライチェーンの能力を2015年までに10%改善するため、ICタグ導入等を促進





日本・ペルー経済連携協定(概要)

日本・ペルー経済連携協定の意義

豊富な資源と高い経済成長を背景に近年益々高い注目を集めている中南米地域において、安定した自由主義的経済政策を堅持する主要国の一つ。貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を図ることにより、ビジネス・チャンスの更なる拡大に資するとともに、両国間の経済関係の一層の強化、ひいては日ペルー関係全体の緊密化が期待される。

交渉の経緯

2008年11月
日ペルー首脳会談で
EPA交渉開始を前
向きに検討すること
で一致

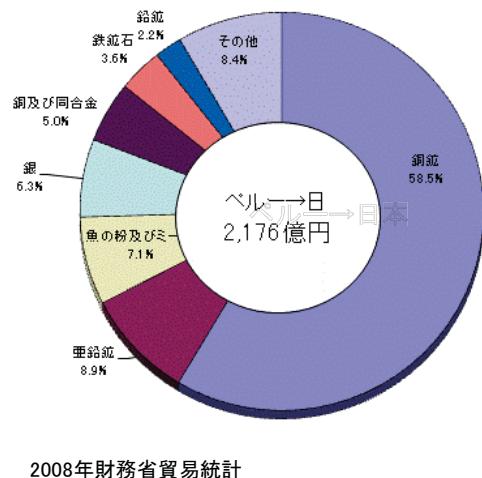
2009年2月
日ペルー外相会談で
準備会合実施合意

2009年3月
準備会合を開催

2009年4月
日ペルー首脳電話会
談で交渉開始決定

2009年5月
～2010年11月
7回の正式会合と中
間会合を開催

2010年11月
交渉完了

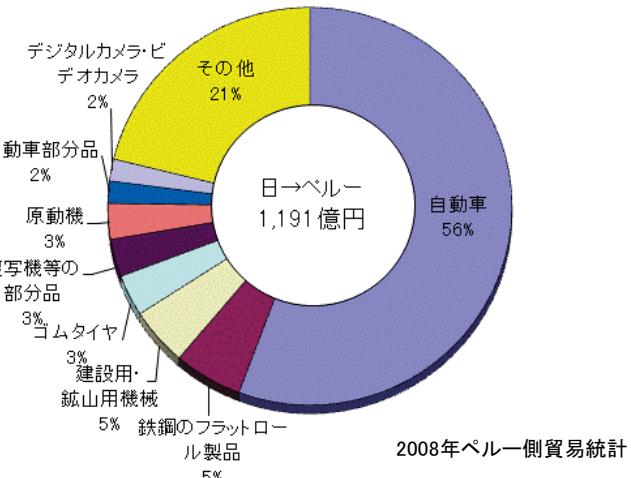


日ペルー間の貿易構造

往復貿易額の99%以上を
協定発効後10年間で関税撤廃

ペルーは日本からの輸入の
99%以上を10年間で無税に
(2008年ペルー側貿易統計)

日本はペルーからの輸入の
99%以上を10年間で無税に
(2008年財務省貿易統計)



日本側の主な市場アクセス改善品目

□ 鉱工業品

ほぼ全ての品目

□ 農林水産品

- ・アスピラガス (3-17%) 即時-10年関税撤廃
- ・鶏肉・鶏肉調製品 (6-21.3%) 関税割当
- ・とうもろこし(菓子用・飲料用)
※ジャイアントコーン、紫コーン
(50% or 12yen/kg) 関税割当
- ・製材 (0-3.6%) 即時関税撤廃
- ・アメリカオオアカイカ (5%) 10年関税撤廃

(カッコ内は現行関税率)

ペルー側の主な市場アクセス改善品目

□ 鉱工業品

- ・自動車 : 乗用車(9%) 4年～9年撤廃、
二輪車(9%) 9年撤廃
- ・自動車部品 : サスペンション(9%) 3年～5年撤廃
ガスケット(9%) 7-9年撤廃、伝動軸(9%) 即時撤廃
- ・鉄鋼 : 鉄鋼製ボルト・ナット(9%) 4年撤廃
- ・電気・電子 : テレビ(9%) 即時撤廃、ブルーレイディスクレコーダー(9%) 即時撤廃、リチウムイオン電池(9%) 9年撤廃

□ 農林水産品

- ながいも(9%) 7年関税撤廃、りんご(9%) 15年関税撤廃
- なし(9%) 7年関税撤廃、柿(9%) 5年関税撤廃、
緑茶(9%) 15年関税撤廃、清酒(9%) 即時撤廃

(カッコ内は現行関税率)

日本・ペルー経済連携協定に含まれる主な分野

原産地規則

產品が協定に基づく関税上の特恵待遇の対象となる原産品であるか否かを決定するルール及び原産地証明のための手続(第三者証明制度に加え、認定輸出者による自己証明制度を導入)等を規定した。

サービス貿易

両国とも、WTOにおける約束水準を越える約束を行い、内国民待遇等の原則の下で引き続き維持する国内措置等をそれぞれ附属書に記載することで透明性を確保。また、電気通信サービスについて章を設け、電気通信分野へのアクセスについてWTOを超えるルールを規定。

商用目的による国民の一時的な入国及び滞在

両国の短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、専門家等の入国及び一時的な滞在について協定で約束。特に、ペルー側は日本企業の関心事項であった査証発給の迅速化等に合意。日本側はペルー料理の国家試験の設立を条件に、ペルー料理人の入国要件の緩和を約束。

知的財産

知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を確保し、権利取得に係る手続の簡素化の措置をとる。また、知的財産の保護に関し、コンピュータ・プログラムを含む発明の特許保護可能性、部分意匠の保護、不正商標商品や著作権侵害品の輸出差止め等、WTO協定の水準を超える知的財産保護を規定した。

政府調達

両国は、内国民待遇、無差別待遇、調達の効果を減殺する措置の禁止、透明性の確保等に関し規定した。

投資

既存の日本・ペルー投資協定の規律を組み込んでいる。

税関手続

両国は、貿易の円滑化を図る観点から、予見可能性、一貫性及び透明性のある税関手続、関税法の適切な適用及び通関の迅速化を確保するとともに、協力・情報交換を推進する。

協力

両国間の経済連携の強化を目的として、貿易・投資の促進、産業、漁業、科学技術及び環境、情報通信技術、観光、農業、運輸の各分野において協力を促進する。

ビジネス環境整備

両国政府、民間企業、及びその他の関係機関の参加を得て、事業活動を行う両国の企業のためのビジネス環境向上に資する仕組みを提供する。

SPS(衛生植物検疫措置)

衛生植物検疫措置に関する照会のための照会所を設置。また、情報交換、科学的協議及び技術協力に関する議論などを行う小委員会を設置。

TBT(強制規格、任意規格及び適合性評価手続)

強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する透明性の向上や技術協力を規定。また、情報交換、協力の促進などを行う小委員会を設置。

本協定の署名に向け、全ての章・附属書につき
条文確定のための作業を継続中



日本・インド経済連携協定(物品補足)



物品の貿易(マーケットアクセス改善)

往復貿易額の約94%の自由化率(協定発効後10年以内の貿易額ベースの関税撤廃率)を達成。インドからの輸入総額の約97%、インドへの輸出総額の約90%が10年以内に無税化されることになる(貿易額はいずれも2006年)。

インド側が譲許した品目(一例)

分野	品目	基準税率	交渉の結果
自動車部品	ディストリビューター	7.5%	10年撤廃
	点火コイル	7.5%	10年撤廃
	バンパー	10%	10年撤廃
	消音装置(マフラー)	10%	10年撤廃
	ディーゼルエンジン	12.5%	6年間で5%まで関税削減
	ギアボックス	12.5%	8年間で6.25%まで関税削減
鉄鋼製品	熱延鋼板	5%	5年撤廃
	冷延鋼板	5%	5年撤廃
	合金鋼	5%	5年撤廃
	亜鉛めっき鋼板	5%	5年撤廃
電気電子	リチウムイオン電池	10%	10年撤廃
	DVDプレーヤー	10%	10年撤廃
	MP3プレイヤー	5%	5年撤廃
	レンジ	10%	10年撤廃
	鉛蓄電池	10%	10年撤廃
	液晶パネル	10%	即時撤廃

分野	品目	基準税率	交渉の結果
一般機械	ブルドーザー	7.5%	10年撤廃
	産業用ロボット	7.5%	10年撤廃
	エアコン部品	10%	10年撤廃
	蒸気タービン ガスタービン	7.5%	10年撤廃
	織機	7.5%	10年撤廃
	印刷機械	7.5%	10年撤廃
繊維製品	工業用ミシン	7.5%	10年撤廃
	綿織物	10%	即時撤廃
	衣類	10%	即時撤廃
化学品	印刷用インク	7.5%	10年撤廃
	ナイロン	10%	10年撤廃
	盆栽	5%	即時撤廃
農産品	ナガイモ	30%	10年撤廃
	モモ	30%	10年撤廃
	イチゴ	30%	10年撤廃
	カキ	30%	10年撤廃

各分野における印側自由化率

分類	印側自由化率			品目例 ※()の数字は現行税率
		日本	韓国	
全体	貿易額ベース	90.3%	68.3%	—
	品目数ベース	86.4%	69.7%	—
自動車	貿易額ベース	8.8%	0.9%	エンジン関連部品(7.5–10%)10年撤廃
	品目数ベース	36.2%	20.8%	バンパー(10%)10年撤廃
鉄鋼製品	貿易額ベース	97.7%	80.4%	熱延鋼板(5%)5年撤廃
	品目数ベース	99.5%	89.2%	冷延鋼板(5%)5年撤廃
電気電子	貿易額ベース	91.9%	86.4%	リチウムイオン電池(10%)10年撤廃
	品目数ベース	82.8%	73.6%	DVDプレイヤー(10%)10年撤廃
一般機械	貿易額ベース	90.1%	74.6%	ブルドーザー(7.5%)10年撤廃
	品目数ベース	86.4%	74.8%	産業用ロボット(7.5%)10年撤廃

原産地規則

➤迂回貿易の防止の観点から、一般規則としてより厳格なルールを採用しつつ、我が国が輸出関心のある多くの產品については、より貿易促進的なルールを採用

一般規則: CTSH and VA35

HSコード6桁レベルで關稅番号の変更を起こし、かつ、
締約国で35%以上の付加価値をえたもの

鉄鋼、化学、金属、纖維、電気電子等の產品において、品目別規則(PSR)を設定

- 多くの鉄鋼製品・化学品・金属: CTHのみ
- 纖維製品: 加工工程基準(これまでの日本のEPAと同じ「2工程ルール」)
- 半導体: CCベースの簡便な規定

➤原產地證明書にFOB価格の記載不要、第三國インボイスも利用可能